



選挙管理委員会からのお知らせ

対馬市長選挙・対馬市議会議員補欠選挙

投票日は、平成20年3月2日(日)を予定

3月27日に任期満了を迎える対馬市長選挙、対馬市議会議員の欠員に伴う補欠選挙は、2月24日告示、3月2日投開票の日程で執行する予定です。

立候補予定者の説明会を下記の日程で開催しますので、立候補を予定されている方は、出席ください。

立候補予定者説明会……場所 対馬市役所 1階会議室
 日時 1月28日(月) 1. 対馬市長選挙 午前10時から
 2. 対馬市議会議員補欠選挙 午後2時から

対馬市農業委員会委員一般選挙

投票日は、平成20年2月7日(木)を予定

2月29日に任期満了を迎える対馬市農業委員会委員の一般選挙は、農業委員会の区域を2つに分け、次の選挙区で行われます。

選挙区	その区域	定数
第1選挙区	巖原町・美津島町・豊玉町	12人
第2選挙区	峰町・上県町・上対馬町	8人



投票予定日……2月7日(木) 告示予定日……1月31日(木)

投票時間(予定)……午前7時から午後6時まで

投票できる人……農業委員会委員選挙人名簿(平成19年3月31日調製)に登録されている人。
 (満20歳以上で市内に住所があり、10アール以上の農地を耕作している人とその家族で年間60日以上耕作に従事する人)

期日前投票……投票日当日に用務などのため投票できない人は、市役所及び各支所で期日前投票ができます。ただし市役所及び各支所で投票できる人は、各町管内の投票区に登録されている人に限ります。

不在者投票……投票日当日に病院などに入院されている人や用務などで市外にいる人は不在者投票を請求することができます。詳しくは、市選管、各支所選挙担当にお尋ねください。

不在者投票のできる期間 2月1日(金)から2月6日(水)まで

不在者投票は、投票日当日、投票所の開いている時間までに指定投票区に到着しなければなりませんので、余裕をもって請求してください。

投票所入場券……告示のあった日に投票所の入場券を送付しますので、入場券に記載されている投票所で投票してください。

【問い合わせ】対馬市選挙管理委員会 0920(53)6111 又は各支所地域振興課内 選挙担当まで

農林課コーナー しいたけ種駒補助事業のお知らせ

本年もしいたけ種駒補助事業を実施します。

補助対象とする種駒は、3月19日(水)購入分までといたしますのでご注意ください。

補助の対象

- 対象者 年度内に2万個以上10万個未満の植菌を行った方で、市税等の滞納のない方。
補助金額 生産者が購入した種駒数量に1円を乗じた額
- 対象者 年度内に10万個以上の植菌を行った方で、市税等の滞納のない方。
補助金額 生産者が購入した種駒数量に1円50銭を乗じた額

【問い合わせ】対馬市農林水産部農林課 0920(53)6111 又は各支所地域振興課まで

裁判員制度

Q & A [1]

平成21年5月までに、裁判員制度がはじまります。
「あなたも裁判員に、選ばれるかも」

国民から選ばれた裁判員が刑事事件に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度「裁判員制度」が、平成21年5月までに始まります。裁判員は、一般市民の中からくじで選ばれるため、あなたも裁判員に選ばれる可能性があります。

今回は、裁判員制度の概要について説明いたします。

裁判員制度とは？

個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。良い点として、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されることが期待されます。

どのような事件を扱うのでしょうか？

刑事裁判は、全国で毎日行われており、平成18年には地方裁判所だけで10万件以上行われました。そのうち裁判員制度の対象となるのは、一定の重大な犯罪を審査する事件です。

具体的には

殺人 強盗致死傷（強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合）
傷害致死（人にけがをさせ、死亡させた場合）
危険運転致死（ひどく酒に

酔った状態で自動車を運転し、人を死亡させた場合）
放火 身代金目的の誘拐 保護責任者遺棄致死（子どもに食事を与えず、放置して死亡させた場合）
などです。

どのような人が裁判員に選ばれるのでしょうか？

有権者から選ばれます。ただし法律上、裁判員になることができない方（禁固刑以上の刑に処せられた人や事件との利害関係のある人等）もいません。

どのようにして裁判員に選ばれるのでしょうか？

選ばれ方は、下記の通りです。

どこの裁判所に行くのでしょうか？

原則として、裁判員の候補者の居住している地を管轄する地方裁判所の本庁となります。対馬の場合は、長崎地方裁判所（長崎市）となります。

裁判員選任の流れ

1. 裁判員候補者名簿の作成
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます
（裁判の6〜8週間前）

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。

選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。

3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います（通常は、裁判当日午前中）
裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。

質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護士も立ち会います。

4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。

5. 裁判員裁判が始まります（通常は、裁判当日午後）

なお、裁判員制度の導入に関するQ & Aを、次回以降紹介していきますので、よろしく願います。

【問い合わせ】 長崎地方裁判所厳原支部

0920(52)0067

